

アレルギー対応ガイドライン作成検討会（第1回）	資料1
平成22年7月12日	

## 「アレルギー対応ガイドライン作成検討会」

### 開催要綱

#### 1. 目的

平成20年3月に「保育所保育指針」が告示として公布され、平成21年4月から施行されたところであるが、保育の質を高める観点から、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」を策定し、平成20年から逐次実施しているところである。

このアクションプログラムにおいて、「保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成する」としており、これに基づき、雇用均等・児童家庭局保育課長がアレルギーに関する学識経験者・実務者等に参集を求め、保育所におけるアレルギー対応のガイドライン作成について、検討を行うこととする。

#### 2. 構成

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置き、構成員の互選により定める。

#### 3. 検討事項

保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの作成

#### 4. 運営

- (1) 検討会は公開とする。
- (2) 検討会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

#### 5. その他

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が雇用均等・児童家庭局保育課長と協議の上、定める。

## 検討会の公開の取扱いについて（案）

検討会、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録を非公開とすることができることとする。

### 【「特段の事情がある場合」とされる具体例】

※「審議会等会合の公開に関する考え方」（厚生労働省通知）より抜粋

- ① 個人に関する情報を保護する必要がある。
- ② 特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③ 公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④ 公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

アレルギー対応ガイドライン作成検討会（第1回）	資料3
平成22年7月12日	

## 「アレルギー対応ガイドライン作成検討会」における検討項目

### 検討項目

1. 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成について
  - (1) ガイドラインの内容について
  - (2) 全体スケジュールについて
  - (3) 原稿の役割分担について
  
2. 保育所におけるエピペンの使用について

アレルギー対応ガイドライン作成検討会（第1回）	資料4
平成22年7月12日	

## 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン作成スケジュール

月 日	内 容
平成22年 7月12日(月)	第1回アレルギーガイドライン作成検討会
7月下旬～ 9月中旬	ガイドライン案作成
10月中旬～ 11月中旬	アレルギー疾患生活管理指導表の検証
12月上旬	第2回アレルギーガイドライン作成検討会 ・ 検証の報告 ・ ガイドライン内容最終確認
平成23年 1月～2月	医師会、小児科医会への報告等
3 月	通知

## 保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの作成について

### <目的>

保育所が、乳幼児にとって健康で安全に生活できる場となるよう、アレルギー疾患について、保育所での具体的な対応方法や取り組みを職員が共通理解するとともに、保護者も含め、保育所を取り巻く関係機関が連携をしながら組織的に取り組むことができるようガイドラインを作成し、周知を図る。

### <作成にあたって>

平成21年度児童関連サービス調査研究等事業報告書「保育所におけるアレルギー対応に関する調査研究」に基づき作成する。

### <内容について>

#### 1 アレルギー全般

○アレルギー疾患とは アレルギーの基礎知識

#### 2 保育所におけるアレルギー疾患（実態）

保育所に多いアレルギーについて

○保育所でのアレルギー疾患への対応の現状と課題

調査から得られた現状と課題から、食物アレルギーでの課題が多いことを明確にする

○生活管理指導表の活用

疾患ごとに解説をいれる

#### 3 食物アレルギー

○食物アレルギーへの対応・・・除去食等の考え方

・食物アレルギーの種類

・対応の原則

・誤食への対応

・アナフィラキシーが起こったときの対応（エピペンの使用について）

#### 4 これからの課題

○保育所におけるアレルギー性疾患への対応

保護者・保育者・保育所・園医等地域の役割

園医・地域の支援体制作りの強化を明確にする

市町村・都道府県・国の役割

○研修体制のあり方

対象と内容について

○関係法令

○その他

改訂の時期、見直しの時期を明記



保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（案）（気管支喘息・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎）

提出日 平成 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生（ 歳 ヶ月） 組

	病型・治療		保育所での生活上の留意点		【緊急連絡先】 ★保護者 電話： ★連絡医療機関 医療機関名： 電話：
	気管支喘息 (あり・なし)	<b>A. 重症度分類 (治療内容を考慮した)</b> 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型  <b>B. 長期管理薬</b> 1. ステロイド吸入薬 剤形： 投与量 (日)： 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. DSCG吸入薬 4. ベータ副交感薬 内服 貼付薬 5. その他 ( )	<b>C. 急性発作治療薬</b> 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 3. その他  <b>D. 急性発作時の対応 (自由記載).</b>	<b>A. 寝具に関する留意点</b> 1. とくになし (通常管理のみ) 2. 保護者と相談し決定 3. 保護者と相談  <b>B. 食物に関する留意点</b> 1. とくになし 2. 食物アレルギー管理指導表参照  <b>C. 動物との接触</b> 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物への反応が強いため不可 動物名 ( )  <b>D. 外遊び、運動に対する配慮</b> 1. とくになし 2. 保護者と相談し決定	
アトピー性皮膚炎 (あり・なし)	<b>A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班)</b> 1. 軽症：面顔に問わず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、屑屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変  <b>B-1. 常用する外用薬</b> 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ( )  <b>B-2. 常用する内服薬</b> 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ( )  <b>C. 食物アレルギーの合併</b> 1. あり 2. なし	<b>A. 重症度のめやす (厚生労働科学研究班)</b> 1. 軽症：面顔に問わず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 ※軽度の皮疹：軽度の紅斑、乾燥、屑屑主体の病変 ※強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変  <b>B-1. 常用する外用薬</b> 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏(「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ( )  <b>B-2. 常用する内服薬</b> 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ( )  <b>C. 食物アレルギーの合併</b> 1. あり 2. なし	<b>A. プール・水遊び及び長時間の紫外線下での活動</b> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定  <b>B. 動物との接触</b> 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名 ( )  <b>C. 発汗後</b> 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 夏季シャワー浴 (施設で可能な場合)  <b>D. その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b>	記載日 年 月 日  医師名  医療機関	
アレルギー性結膜炎 (あり・なし)	<b>A. 病型</b> 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ( )  <b>A. 治療</b> 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ( )	<b>A. プール指導</b> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可  <b>B. 屋外活動</b> 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定  <b>C. その他の配慮・管理事項 (自由記載)</b>	記載日 年 月 日  医師名  医療機関		

アレルギー対応ガイドライン  
作成検討会 (第1回)  
平成22年7月12日  
資料7

保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（案）（アレルギー性鼻炎・食物アレルギー・アナフィラキシー）

提出日 平成 年 月 日

名前 男・女 平成 年 月 日生（ 歳 ヶ月） 組

アレルギー疾患	病型・治療	保育所での生活上の留意点	緊急連絡先 ★保護者 電話：  ★連絡医療機関 医療機関名：  電話：  記載日 年 月 日																																																			
	アナフィラキシー（あり・なし） 食物アレルギー（あり・なし）	<p><b>A. 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載）</b></p> <p>1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型</p> <p>3. その他（新生児消化器症状・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他）</p> <p><b>B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b></p> <p>1. 食物（原因）</p> <p>2. その他（薬物・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー）</p> <p><b>C. 原因食物・除去措置該当する食品の番号に○をし、かつ（ ）内に除去措置を記載</b></p> <table border="1"> <tr> <td>1. 鶏卵</td> <td>( )</td> <td rowspan="13"> <b>【除去措置】該当するものを（ ）内に記載</b>                      ①明らかな症状の既往                      ②食物負荷試験陽性                      ③IgE抗体等検査結果陽性                      ④未採取                 </td> </tr> <tr> <td>2. 牛乳・乳製品</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>3. 小麦</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>4. ビーナッツ</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>5. 大豆</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>6. ゴマ</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>7. ナッツ類</td> <td>( )</td> <td>(すべて・クルミ・アーモンド)</td> </tr> <tr> <td>8. 甲殻類</td> <td>( )</td> <td>(すべて・エビ・カニ)</td> </tr> <tr> <td>9. 軟体類・貝類</td> <td>( )</td> <td>(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ)</td> </tr> <tr> <td>10. 魚卵</td> <td>( )</td> <td>(すべて・イクラ・タラコ)</td> </tr> <tr> <td>11. 魚類</td> <td>( )</td> <td>(すべて・サバ・サケ)</td> </tr> <tr> <td>12. 肉類</td> <td>( )</td> <td>(鶏肉・牛肉・豚肉)</td> </tr> <tr> <td>13. 果物類</td> <td>( )</td> <td>(キウイ・バナナ)</td> </tr> <tr> <td>14. その他</td> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> </table> <p>*…源などでは括弧内の該当するものに○をするか具体的に記載</p> <p><b>D. 緊急時に備えた処方薬</b></p> <p>1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン0.15mg」</p> <p>3. その他（ ）</p>		1. 鶏卵	( )	<b>【除去措置】該当するものを（ ）内に記載</b> ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未採取	2. 牛乳・乳製品	( )	3. 小麦	( )	4. ビーナッツ	( )	5. 大豆	( )	6. ゴマ	( )	7. ナッツ類	( )	(すべて・クルミ・アーモンド)	8. 甲殻類	( )	(すべて・エビ・カニ)	9. 軟体類・貝類	( )	(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ)	10. 魚卵	( )	(すべて・イクラ・タラコ)	11. 魚類	( )	(すべて・サバ・サケ)	12. 肉類	( )	(鶏肉・牛肉・豚肉)	13. 果物類	( )	(キウイ・バナナ)	14. その他	( )	( )	<p><b>A. 給食・離乳食</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 保護者と相談し決定</p> <p><b>B. アレルギー用調整粉乳</b></p> <p>1. 不要</p> <p>2. 必要 下記該当ミルクに○、又は括弧内に記載                      ミルフィーユ・ニューMA-I・MA-mi・ベプティエット                      エレメンタルフォーミュラ                      その他（ ）</p> <p><b>C. 食物・食材を扱う活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 保護者と相談し決定</p> <p><b>D. 除去食品で摂取可能なもの</b>                      病型・治療のCで除去の際に摂取不可能なものに○</p> <table border="1"> <tr> <td>1. 鶏卵：</td> <td>卵殻カルシウム</td> </tr> <tr> <td>2. 牛乳・乳製品：</td> <td>乳糖</td> </tr> <tr> <td>3. 小麦：</td> <td>醤油・酢・麦茶</td> </tr> <tr> <td>5. 大豆：</td> <td>大豆油・醤油・味噌</td> </tr> <tr> <td>6. ゴマ：</td> <td>ゴマ油</td> </tr> <tr> <td>11. 魚類：</td> <td>かつおだし・いりこだし</td> </tr> <tr> <td>12. 肉類：</td> <td>エキス</td> </tr> </table> <p><b>E. 自由記載欄</b></p>	1. 鶏卵：	卵殻カルシウム	2. 牛乳・乳製品：	乳糖	3. 小麦：	醤油・酢・麦茶	5. 大豆：	大豆油・醤油・味噌	6. ゴマ：	ゴマ油	11. 魚類：	かつおだし・いりこだし	12. 肉類：
1. 鶏卵	( )	<b>【除去措置】該当するものを（ ）内に記載</b> ①明らかな症状の既往 ②食物負荷試験陽性 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未採取																																																				
2. 牛乳・乳製品	( )																																																					
3. 小麦	( )																																																					
4. ビーナッツ	( )																																																					
5. 大豆	( )																																																					
6. ゴマ	( )																																																					
7. ナッツ類	( )		(すべて・クルミ・アーモンド)																																																			
8. 甲殻類	( )		(すべて・エビ・カニ)																																																			
9. 軟体類・貝類	( )		(すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ)																																																			
10. 魚卵	( )		(すべて・イクラ・タラコ)																																																			
11. 魚類	( )		(すべて・サバ・サケ)																																																			
12. 肉類	( )		(鶏肉・牛肉・豚肉)																																																			
13. 果物類	( )		(キウイ・バナナ)																																																			
14. その他	( )	( )																																																				
1. 鶏卵：	卵殻カルシウム																																																					
2. 牛乳・乳製品：	乳糖																																																					
3. 小麦：	醤油・酢・麦茶																																																					
5. 大豆：	大豆油・醤油・味噌																																																					
6. ゴマ：	ゴマ油																																																					
11. 魚類：	かつおだし・いりこだし																																																					
12. 肉類：	エキス																																																					
アレルギー性鼻炎（あり・なし）	<p><b>病型・治療</b></p> <p><b>A. 病型</b></p> <p>1. 通年性アレルギー性鼻炎</p> <p>2. 季節性アレルギー性鼻炎                      主な症状の時期： 春・夏・秋・冬</p> <p><b>B. 治療</b></p> <p>1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬（内服）</p> <p>2. 鼻噴霧用ステロイド薬</p> <p>3. その他</p>	<p><b>保育所での生活上の留意点</b></p> <p><b>A. 屋外活動</b></p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 保護者と相談し決定</p> <p><b>B. その他の配慮・管理事項（自由記載）</b></p>	<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関</p>																																																			

## 保育所におけるエピペンの使用について

### 1 今までの経緯

○平成21年3月2日 「救命救急処置の範囲等について」の一部改正について

（医政局指導課長通知）

アナフィラキシーショックで生命が危険な状況にある傷病者があらかじめエピペンを処方されている場合、救命救急士はエピペン使用が可能

○平成21年7月6日 医政局医事課長宛に文部科学省スポーツ・青少年学校健康教育課長より「医師法第17条の解釈について」の照会

その場に居合わせた教職員が、本人が注射できない場合、本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないと認められるため医師法違反にならない

### 2 学校等の取り組み

#### 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン

財団法人 日本学校保健会

監 修 文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課

- ・ エピペンは本人若しくは保護者が自ら注射する目的で作られたもの・・・医師から注射の方法やタイミングは医師から処方される前に十分に指導を受けている。
- ・ 投与のタイミングは、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的
- ・ エピペンの注射は法的には「医行為」であるが、児童自身が注射できない場合、その場に居合わせた教職員が、本人が注射できない場合、本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないと認められるため医師法違反にならない。

#### ■教職員全員の共通理解

#### ■エピペンの管理

学校の実情に応じて主治医、学校医、学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議して、その方法を決定する。方法の決定にあたって、「学校が対応可能な事柄」「学校における管理体制」「保護者が行うべき事柄（有効期限、破損の有無の確認）」などを関係者が確認すること。

- ・プレショック状態の際は、緊急に医療機関を受診する必要がある。その際に30分以内に投与することが患者の生死を分けるといわれている。救急搬送時間を考慮し、児童施設や学校で投与が必要になる場合がある。

■エピペンの運用と管理

- ・保管は子ども自身が行うことが原則
- ・子どもが低年齢で管理上の問題等の理由により、保護者から薬の保管を求められた場合、保護者を交えて管理者と検討する必要がある。
- ・エピペンを見守り施設や学校で管理する場合、保護者との面接時に緊急時対応を十分に認識し、「緊急時個別対応カード」を作成することが必要である。
- ・エピペンの使用は、子どもが行うことが原則である。

■エピペン管理運用におけるポイント

職員全員が、

- ・エピペンの保管場所を知っていること
- ・エピペンの接種するタイミングと方法を知っていること
- ・エピペンや緊急対応時に必要な書類一式の保管場所を知っていること

### 3 保育所におけるエピペンの使用について（案）

- 子どもや保護者自らがエピペンを管理、接種することが基本であるが、保育所においては低年齢の子どもが自ら管理、接種することはできないため、アナフィラキシーが起こった場合、園医又は医療機関への搬送により、救急処置ができる体制をつくっておくことが必要である。
- しかしながら、ショック状態に陥った場合等の緊急時には、その場にいる保育者が接種することが必要となることから、緊急時の際には、保育者が打つことも想定の上、保育所職員全員の理解と保護者、園医との十分な協議、連携のもとに保管等の体制を整える。
- また、保護者からのエピペンの管理の依頼や緊急時の対応について、確認できる書類を作成し、定期的に内容については、確認をする。